

高松市・牟礼町合併協議会

## 第3回会議資料

日 時：平成16年5月20日（木）

午後2時

場 所：高松市役所 13階 大会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第1号 合併の方式(協定項目第1号)について (第2回会議提案:継続協議) -----	1
--	---

### ( そ の 他 )

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について -----	6
高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について -----	6

協議第1号（第2回会議提案：継続協議）

合併の方式（協定項目第1号）について

合併の方式（協定項目第1号）について、協議を求める。

平成16年4月16日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

<案1>

協定項目	第1号	合併の方式について
高松市及び木田郡牟礼町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		

平成 年 月 日 確認

**【考え方】**

平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。

このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、様々な都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と牟礼町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

< 案 2 >

協定項目	第 1 号	合併の方式について
木田郡牟礼町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

高松市と牟礼町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の牟礼町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

## 新設合併と編入合併の比較

項目		新設合併	編入合併
定義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法人格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を探ることができる。
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の作成		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合

(参考2)

合併の方式(協定項目第1号)について

先進地域の事例									
先進地域(10市)の事例									
新設合併					編入合併				
新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	合併の期日	新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	合併の期日
宗像市	宗像市	81,588	76.82	15年4月1日	新潟市	新潟市	501,413	205.94	13年1月1日
	玄海町	9,559	34.68			黒埼町	25,893	25.97	
静岡市	静岡市	469,695	1146.19	15年4月1日	つくば市	つくば市	165,978	259.59	14年11月1日
	清水市	236,818	227.66			荃崎町	25,836	24.48	
周南市	徳山市	104,672	339.87	15年4月21日	福山市	福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	新南陽市	32,153	64.21			新市町	21,695	53.10	
	熊毛町	16,038	70.50			福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	鹿野町	4,520	181.46			内海町	3,431	12.67	
千曲市	更埴市	39,402	78.99	15年9月1日	呉市	呉市	203,159	147.37	15年4月1日
	戸倉町	18,326	25.23			下蒲刈町	2,223	8.71	
	上山田町	6,821	15.62		新居浜市	新居浜市	125,537	161.30	15年4月1日
福江市	27,662	158.12	別子山村	277		73.00			
五島市	富江町	6,399	49.44	16年8月1日 (告示:15年8月1日)	人口は、平成12年国勢調査のデータ 新市の事務所の位置は、次のとおり。 新設合併：宗像市(宗像市)、静岡市(静岡市)、周南市(徳山市)、 千曲市(更埴市)、五島市(福江市) 編入合併：編入する市の事務所の位置				
	岐宿町	4,310	85.27						
	三井楽町	4,010	33.77						
	玉之浦町	2,197	68.36						
	奈留町	3,955	25.26						
概 要									
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、新市の名称・議会の議員・農業委員会の委員・特別職の職員・条例規則等の取扱いが違って来る最も基本的な事項である。建設計画の区域も、新設合併の場合は全域を、編入合併の場合は少なくとも編入される市町村の区域を対象とするなど、違いがある。									

5 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

ア 第4回会議

(ア) 日時 平成16年6月10日(木)午後1時30分

(イ) 場所 牟礼町役場別館 2階 第1会議室